令和6年度 石川県食品衛生監視指導計画の実施結果の概要

令和6年度 石川県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施結果の概要を取りまとめたので、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第24条第5項の規定に基づき公表します。(金沢市は除く。)

1 食中毒の発生状況

(1) 発生件数と患者数

令和6年度は、令和5年度に比べ、発生件数で1件増加し、患者数で890人減少しました。

11	又	K BOLLWO		
区	分	令和5年度	令和6年度	増減
件	数	12 件	13 件	1 件増
患者	首数	956 人	66 人	890 人減

表 1 食中毒の発生状況

(2) 特徴

令和6年度に発生した食中毒の病因物質別発生状況では、アニサキス7件、ノロウイルス2件、動物性自然毒、ウエルシュ菌、腸管出血性大腸菌0157、カンピロバクターが各1件となりました。

また、原因施設別発生状況では、飲食店が6件、魚介類販売店が3件、 船上、集団給食施設、家庭、不明が各1件となりました。

2 施設への立入検査の状況

施設への立入検査は、過去の食中毒の発生頻度、製造・販売される食品の流通の広域性などを考慮して、監視の重要度の高い業種(施設)の順に分類し、ランクごとに監視回数を定めて実施しました。

また、期間を定めて一斉監視指導を実施しました。立入検査では、施設の構造設備や食品の取扱い、食品の表示等について指導を行いました。

表 2	立入核	食查件数	
	<u></u>	/\	

区分	実施件数	
立入検査施設	8, 629	

3 食品等の収去検査の状況

県内で製造、販売される食品について、法令等に定める基準に基づき、 県内の製造、販売施設から収去し、細菌や食品添加物、抗生物質、残留農 薬等の検査を実施しました。不適切なものについては、器具等の洗浄・消 毒の指導や自主回収など必要な措置を行い、食品の安全確保を図りました。

表 3 収去検査結果

区	分	実施数	不適数
収去検査	食品等	960	24

4 食中毒等健康危害発生時の対応状況

食中毒の発生に際しては、速やかに原因調査を実施し、再発防止など迅速かつ的確な対応を図りました。

5 その他食品衛生の人材育成、資質向上対策等の状況

食品等事業者の自主的衛生管理を進めるため、公益社団法人石川県食品衛生協会主催の食品衛生責任者研修会の開催に協力しました。

○食品衛生責任者研修会受講者数:5,417人

また、食品衛生に係る人材育成・資質向上等を図るため、県内外の研修会等に食品衛生監視員 延べ25名を派遣しました。